

令和7年度 青森県立美術館教育普及業務補助員 募集案内

次のとおり青森県立美術館教育普及業務補助員を募集します。

1 採用職種及び職務内容等

(1) 採用する職の担当業務とその主な業務内容

担当業務	業務内容
美術教育普及業務担当	青森県立美術館において、美術作品と来館者等との架け橋となる教育普及活動を推進するため、一般職員を補佐し、学校団体の鑑賞サポートやワークショップ等の企画・運營業務に従事します。

(2) 採用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

ただし、採用となった補助員の業務が翌年度以降も継続し、かつ勤務成績が良好で本人の希望があれば、令和8年4月1日から令和12年3月31日まで1年間ずつ教育普及業務補助員として任用されます。

(3) 給与等

月額 188,000円

(支給要件に応じて通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。)

(4) 勤務場所

青森県立美術館 〒038-0021 青森市安田字近野 185

業務の必要により、県内外へ出張する場合があります。(この場合、県の一般職員の例に準じ別途、旅費を支給します。)

(5) 勤務時間

週5日、38時間45分勤務(土・日曜日及び祝日を含みます。具体的には、業務の必要性及び御本人の都合等を総合的に勘案して月毎に、あらかじめ勤務日等を決定します。)

(6) 条件付採用

1か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。

(7) 休 暇

年次有給休暇(20日/年)ほか

(8) 社会保険

雇用保険法、厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法(医療保険)の被保険者となります。

(9) その他

原則として正職員と同じく地方公務員法が適用されます。

2 採用予定人員

2名

3 応募資格

・高等学校卒業以上の者(令和7年3月に卒業予定の者を含みます。)

・美術に関する専門的な教育を受けていること

※上記要件のほかに、業務に関連したデザイン等を行うため、Adobe、Illustrator、Photoshop、InDesign等のソフトウェアの操作ができることが望ましい。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを

主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募の手続

応募に当たっては、下記(3)の書類を所定の期日までに提出してください。

(1) 応募先(問合先)

青森県立美術館

〒038-0021 青森市安田字近野 185

電話 017-783-3000 又は 783-5240(直通) Fax 017-783-5244

○ 郵送する場合は、封筒の表に「教育普及業務補助員応募」と朱書きしてください。

(2) 受付期間

令和7年2月6日(木)まで。必着

○ 受付時間は、平日午前8時30分から午後5時00分まで

(3) 提出書類

(ア) 小論文

次のテーマにそった小論文を、800字以内で作成してください。

テーマ「美術館における教育普及」

○ パソコン、ワープロで原稿を作成する場合は、A4版縦長の用紙に横書き、20ポイント程度の活字を用い、25字×18行程度の間隔で作成してください。

(手書きの場合は、市販の原稿用紙により作成してください。)

(イ) これまでの活動や実績を示す資料

○ 他の美術館、博物館等での勤務歴、活動等がある場合は、そこでの主な業績や活動実績等を示すもの

○ 高等学校・大学等で美術教育を受けた際の、卒業論文、創作作品等、そこでの主な研究実績、習得内容や活動内容等を示すもの

○ 以上の資料は、既存資料のコピー(写し)や写真による。ただし、卒業論文等については要約版で、創作作品等については写真の添付で構いません。適当な既存資料がない場合は、要約版として、A4版縦長の用紙に横書きで1~2枚程度に整理し、提出してください。

(ウ) 履歴書

書式は市販のもので構いません(ただし、次の事項は必ず記入のこと)。また、顔写真(最近撮影のもの)を貼付してください。

○ 氏名、生年月日、性別、住所、学歴(中学校以上を年代順に記入)、職歴、資格・免許及び賞罰

○ 連絡先の住所、郵便番号及び電話番号(採否連絡等に用いるので正確に。携帯電話など連絡が容易につく番号があれば、付記のこと。)

5 選考

(1) 第1次選考(書面審査)

○ 提出された小論文、これまでの活動や実績を示す資料及び履歴書(上記4(3)の(ア)~(ウ)記載の各書類)に基づき、書面審査を行います。

○ 第1次選考(書面審査)の合格者には、2月10日(月)までに通知(電話連絡)します。

(2) 第2次選考(面接試験)

○ 第1次選考の合格者を対象に面接試験を行います。

○ 実施日時は個別に連絡します。会場は青森県立美術館で行います。(交通費等の費用は自己負担とします。)

○ 第2次選考(面接試験)の合格者には、2月17日(月)までに通知(電話連絡)します。

6 合格から採用まで

(1) 上記5のとおり、合格者には、青森県立美術館から直接、その旨を通知します。

(2) 第2次選考合格者は、原則として採用までの間に、次の書類を提出してください。

- 最終学校の卒業又は修了証明書(写し)
- 学芸員資格をお持ちの方は資格を証するもの(写し)
- 教員普通免許をお持ちの方は教員普通免許状(写し)
- 健康診断書(過去半年内に保健所や国公立病院等で受けたもの)

(3) 上記(2)の書類を確認の上、正式に青森県立美術館教育普及業務補助員として採用します。